

工事契約に係る会計基準案へのコメント

1.

収益認識のあり方として、工事完成基準と工事進行基準とが規定されている。しかしながら、当初より代金の回収が困難である場合、実質的に施工物件を施主が販売等することを条件とする回収条件あるいは超長期にわたる工事については、投資のリスクから解放されたということができないことから、貸倒引当金の問題ではなく、収益認識の問題として回収基準により収益を認識することが必要になる場合があるものとする。

2.

成果の確実性が事後的に喪失したため工事進行基準の適用が妥当ではないと判断された場合において、会計事実の変化として捉え工事収益及び工事原価の事後的な修正は必要ない（指針 13 項）という点について、成果の確実性があると認められた会計期間としての判断は妥当であったとしても、結果的に喪失したのであれば事後的に修正するのが相当であるとする。結果的に成果が得られなかった場合には、当該期に過年度に進行基準を適用して計上された損益が戻されることになるが、これが企業価値評価をするうえで適切な情報であるということができるかは疑問がある。この点、成果の確実性といってもどの程度の確実度であるかということによるが、例えば確実度がほぼゼロになったにも関わらず中止決定がなされない状況を考慮すれば、事後的な修正が必要でないというのは疑問がある。対価の確実性も、このような場合に危険負担の問題として施工者が負担するのであれば、ない。引当金で対応するというのは、貸倒引当金が信用リスクの会計的表現であることからすれば適切ではない。

3.

工事進行基準において工事進捗度を見積もるに際して原価比例法を採用する場合（12 項）には、投入ではなく購入等が原価の発生と等しくなることから、この点についての検討が必要であると思われる。

4.

第 9 項でいう工事進行基準を適用するための内的条件である「施工者に当該工事を完成するに足る十分な能力」というのは、技術的なものに限られるのか、それとも財務的なものを含むのか。双方を含むのが妥当であるとするが、明記する必要があるものと思われる。

5.

第 20 項において工事損失引当金は貸借対照表の負債の部に記載するとあるが、流動あるいは固定の区分を明記することが、当該基準が建設業に適用されることからすると適切であるものと考えられる。未成工事支出金との相殺表示を認める規定からすると、流動負債に計上されるものと考えられる。